

# 環境厚生委員会資料

|   |         |   |        |
|---|---------|---|--------|
| 1 | 条例案     |   |        |
|   | 第156号議案 | 島根県手数料条例の一部を改正する条例 [関係分]                            | ・・・ 1  |
| 2 | 一般事件案   |   |        |
|   | 第164号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(島根県立美術館)                      | ・・・ 2  |
|   | 第165号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(島根県立はつらつ体育館)                  | ・・・ 2  |
| 3 | 予算案     |   |        |
|   | 第146号議案 | 令和6年度島根県一般会計補正予算(第7号) [関係分]                         | ・・・ 4  |
| 4 | 報告事項    |   |        |
|   | (1)     | 島根県県民いきいき活動促進基本方針の改訂について                            | ・・・ 7  |
|   | (2)     | 第6期島根県消費者基本計画の策定について                                | ・・・ 9  |
|   | (3)     | 第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の策定について                   | ・・・ 11 |
|   | (4)     | 島根県犯罪被害者等支援計画について                                   | ・・・ 12 |
|   | (5)     | 第3期島根県スポーツ推進計画の策定について                               | ・・・ 14 |
|   | (6)     | 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針<br>(素案)について          | ・・・ 16 |
|   | (7)     | 第78回国民スポーツ大会(SAGA2024国スポ)の成果・課題・令和<br>7年度の重点的取組について | ・・・ 17 |
|   | (8)     | 宍道湖及び中海に係る第8期の湖沼水質保全計画(素案)に対する<br>パブリックコメントの状況について  | ・・・ 18 |

## 【別冊資料】

|     |  |
|-----|--|
| 資料1 | 島根県県民いきいき活動促進基本方針(第4次改訂)(素案)           |
| 資料2 | 第6期島根県消費者基本計画(素案)                      |
| 資料3 | 第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(素案)         |
| 資料4 | 島根県犯罪被害者等支援計画(素案)                      |
| 資料5 | 第3期島根県スポーツ推進計画(素案)                     |
| 資料6 | 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針<br>(素案) |
| 資料7 | 第78回国民スポーツ大会(SAGA2024国スポ)結果・課題・対応方針    |

令和6年12月12日・13日

環境生活部



島根県手数料条例の一部を改正する条例  
(旅券法施行令改正関係分)

1 提案理由

旅券法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、県が徴収する手数料について改正を行う。

[旅券法施行令の改正内容]

都道府県手数料の標準額(注)の改定を実施。

注：都道府県手数料の標準額は、全国統一的な取り扱いを行うために国が示す都道府県手数料の額であり、実費等を勘案した上で、旅券法施行令により定めることとされている。

(1) 未交付の旅券の発行経費の徴収に際しての手数料に関する規定の整備

未交付の旅券の発行経費の徴収に関して、都道府県手数料の標準額を定めるため、旅券法施行令を改正。

(2) 書面手続と電子手続の手数料に関する規定の整備

全都道府県における電子手続(新規申請)の受付開始に伴い、都道府県手数料の標準額を、現在の2,000円から、書面手続の場合を2,300円に、電子手続の場合を1,900円に変更するため、旅券法施行令を改正。

2 条例改正の概要

一般旅券発給に係る島根県が徴収する手数料を旅券法施行令で定める標準額に合わせ変更(申請者は、国と県の手数料を足し合わせた金額を納付する。)

(1) 未交付の旅券の発行経費の徴収に際しての手数料に関する規定の整備

| 改正前    | 改正後  |
|--------|--|
| 2,000円 | 2,000円<br>(未交付により失効した旅券(以下「未交付失効旅券」という。)がある場合で、一定期間内に新たな一般旅券の発給(以下「新規の発給」という。)を申請するときは、4,000円) |

(2) 書面手続と電子手続の手数料に関する規定の整備

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| 2,000円<br>(未交付失効旅券がある場合で、一定期間内に新規の発給を申請するときは、4,000円) | ア イに掲げる場合以外の場合<br>2,300円(電子手続 1,900円)<br>イ 未交付失効旅券がある場合で、一定期間内に新規の発給を申請するときは<br>4,300円(電子手続 3,900円) |

3 施行期日

- (1) 公布日
- (2) 令和7年3月24日から施行

## 公の施設の指定管理者の指定について

|                   |              | 第164号議案                  | 第165号議案                  |
|-------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 施設名               |              | 島根県立美術館                  | 島根県立はつらつ体育館              |
| 担当課名              |              | 文化国際課                    | スポーツ振興課                  |
| 公募の概要             | 指定期間         | R7.4.1～R12.3.31<br>(5年間) | R7.4.1～R12.3.31<br>(5年間) |
|                   | 募集開始         | R6.8.2                   | R6.8.9                   |
|                   | 募集終了         | R6.9.30                  | R6.9.30                  |
|                   | 募集期間         | 60日                      | 53日                      |
|                   | 指定管理料<br>上限額 | 1,986,980 千円             | 56,095 千円                |
| 申請者数(団体)          |              | 1                        | 1                        |
| 選定委員会開催日          |              | R6.10.18                 | R6.10.10                 |
| 指定管理者候補           |              | SPSしまねグループ               | 株式会社島根東亜建物管理             |
| 委託料<br>(債務負担行為設定) |              | 1,986,723 千円             | 55,776 千円                |

## 指定管理の選考状況

### 1. 島根県立美術館

- (1) 申請者 S P S しまねグループ  
( S P S しまね・ T S K ネクスト・セコム山陰共同企業体)
- (2) 選定方法 島根県立美術館指定管理者候補選定委員会(委員5名)により選定
- (3) 選定理由 ① 美術館におけるこれまでの管理運営実績を踏まえたノウハウの蓄積により、安定した運営及び施設・設備の適正な維持管理が期待できる。
- ② 類似他館との情報共有による先進的な取組の実施、周辺施設と連携した取組による相乗効果が期待できる。
- ③ 緊急時の対応を適切に行うための危機管理体制が構築されていると認められる。
- ④ アンケート等を参考にしながら広報に係る現状を分析し、SNSなどの新しい広報媒体を積極的に取り入れるなど、入館者の増加に向けた工夫・努力がみられる。

### 2. 島根県立はつらつ体育館

- (1) 申請者 株式会社 島根東亜建物管理
- (2) 選定方法 島根県立はつらつ体育館指定管理者候補選定委員会(委員5名)により選定
- (3) 選定理由 ① 平成27年度からこれまで当該施設の指定管理業務を安定的かつ適切に行ってきた実績があり、今後も期待できる。
- ② 施設の安全対策や緊急時における体制を整えており、個人情報の保護規則、各種マニュアルの作成など管理体制等も適切であると評価できる。
- ③ 関係団体と連携し、障がい者がスポーツに取り組むきっかけづくりや、障がいのある人もない人も共に参加できるような障がい者の相互理解を深める交流イベントの提案がなされている。

## 令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）の概要 （令和6年度11月補正）

### 1 債務負担行為補正（追加分）

#### （1）公の施設の指定管理料

令和6年度末に指定期間が終了する2施設について、新たに指定管理料を設定

| 課名      | 事項                 | 期間                  | 限度額         |
|---------|--------------------|---------------------|-------------|
| 文化国際課   | 県立美術館管理運営事業費       | 令和7年度から<br>令和11年度まで | 1,986,723千円 |
| スポーツ振興課 | 島根県立はつらつ体育館管理運営事業費 | 令和7年度から<br>令和11年度まで | 55,776千円    |

#### （2）多文化共生推進拠点施設の移転先改修に係る設計費

現施設の老朽化や外国人住民からの相談体制の充実を図るため、多文化共生推進拠点を移転するにあたり必要となる移転先施設の改修設計費を設定

| 課名    | 事項         | 期間                 | 限度額     |
|-------|------------|--------------------|---------|
| 文化国際課 | 多文化共生推進事業費 | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 8,580千円 |

### 2 繰越明許費（追加分）

事業執行に不測の日数を要したことにより、予算額の一部を令和7年度へ繰り越し執行せざるを得ないため、繰越明許費の限度額を設定

| 課名                       | 款         | 項         | 事業名                           | 令和6年度<br>予算額  | 繰越<br>限度額    | 繰越理由                      |
|--------------------------|-----------|-----------|-------------------------------|---------------|--------------|---------------------------|
| スポーツ<br>振興課              | 2.<br>総務費 | 2.<br>企画費 | 国民スポーツ大会競<br>技力向上対策事業費        | 808,203<br>千円 | 85,669<br>千円 | ・関係者との調整に不測の日数<br>を要したため  |
| 島根かみあり<br>国スポ・全スポ<br>準備室 |           |           | 国民スポーツ大会競<br>技施設整備事業費         | 198,954<br>千円 | 43,396<br>千円 | ・関係者との調整に不測の日数<br>を要したため  |
| 自然環境課                    | 4.<br>衛生費 | 5.<br>環境費 | しまねの自然公園満<br>喫プロジェクト推進<br>事業費 | 142,740<br>千円 | 15,945<br>千円 | ・関係者との調整等に不測の日<br>数を要したため |

## 多文化共生推進拠点施設の移転・整備 (債務負担行為の設定)

### 1. 外国人住民の状況

県内の外国人住民は、年々増加するとともに、多国籍化・定住化が進んでいることから、外国人住民にかかる支援は多岐にわたり、またライフステージに応じた支援が必要となっている。

### 2. 県に求められる役割

・外国人住民に対する支援については、県、市町村、企業等が連携しながら対応しており、生活全般にかかる支援は市町村が、労働者に対する支援は企業が対応することを基本としつつ、県においては、広域的に対応する役割、市町村や企業の取組を補完する役割を担っている。

・外国人住民が抱える課題は多様化、複雑化しており、県においては、相談体制の強化や日本語教育の充実、支援・協力団体との協働など、外国人住民が地域で安心して生活できる環境整備が求められている。

### 3. 現施設（東津田）の現状と課題

#### (1) 宿泊機能の必要性低下

当初想定していた機能（技能実習生への宿泊型研修、災害時の避難所等）は、市町村や企業等が担っており、宿泊機能を存続させる必要性は低くなっている。

#### (2) 施設の老朽化

現施設は、昭和41年竣工、築58年経過し、老朽化が著しい。施設を維持していくためには、多額の施設修繕費、環境改善費が必要となる。

#### (3) 施設機能の不足

相談対応に必要な専用の相談室がなく、また、施設自体の防音機能が低いため、相談及びオンラインによる日本語教育提供等に支障がある。

#### (4) 立地

場所がわかりにくく、交通のアクセスが不便であるため、相談者が来所し対面で相談することが困難である。

### 4. 移転先

県営幸町団地内の旧デイサービス棟跡

#### (1) 選定理由

##### ①立地

JR松江駅から1.2キロ、徒歩15分。当施設から100mのところにバス停もあり、車を持たない多くの外国人住民にとって好立地である。

##### ②施設機能

必要な施設機能（相談室、研修室）を設置するにあたり、十分な広さがある。

##### ③未利用財産の有効活用

令和6年5月、松江保健生活協同組合から県へ譲渡され、現在土木部により行政財産として管理されている。

## (2) 課題

平成6年に建設されて以降、外壁や屋根の改修は行われておらず、破損箇所が目立つ。また、デイサービス施設特有の構造であるため、大規模な改修が必要となる。

## 5. 移転及び整備の内容

外国人住民に対する支援の充実のため、移転先において、以下のとおり機能を整備する。

- ・外国人住民向け相談体制の拡充（専用相談室の整備、相談窓口開設日の拡充）
- ・日本語教育環境の充実（オンライン教育提供のための研修室の整備）

また、従来しまね国際研修館が持っていた宿泊機能は廃止する。

なお、これらの業務については、外国人住民支援や多文化共生にかかる知見とノウハウを持つ（公財）しまね国際センター（S I C）に引き続き委託することとし、機能の移転にあわせ、S I C事務所も移転することとする。

## 6. 事業費

|             |           |                               |
|-------------|-----------|-------------------------------|
| 改修にかかる設計費   | 8,580千円   | 令和6年度11月補正<br>(債務負担行為の設定)     |
| 改修工事(概算事業費) | 184,000千円 | 令和7年度当初予算で要求予定<br>(他部局要求分を含む) |

## 7. スケジュール

| 年月 | R6       |    |    |    | R7 |    |    |          |        |    |     |     |     |    |    |        | R8               |
|----|----------|----|----|----|----|----|----|----------|--------|----|-----|-----|-----|----|----|--------|------------------|
|    | 12月      | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月       | 8月     | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月     |                  |
| 工事 | 設計<br>入札 | 設計 |    |    | 設計 |    |    | 工事<br>入札 | 改修工事期間 |    |     |     |     |    |    | 移<br>転 | 業<br>務<br>開<br>始 |

## 8. 移転後の跡地処分（令和8年度以降）

現有財産の処分について今後検討する。



## 島根県県民いきいき活動促進基本方針の改訂について

### 1 基本方針の第4次改訂について

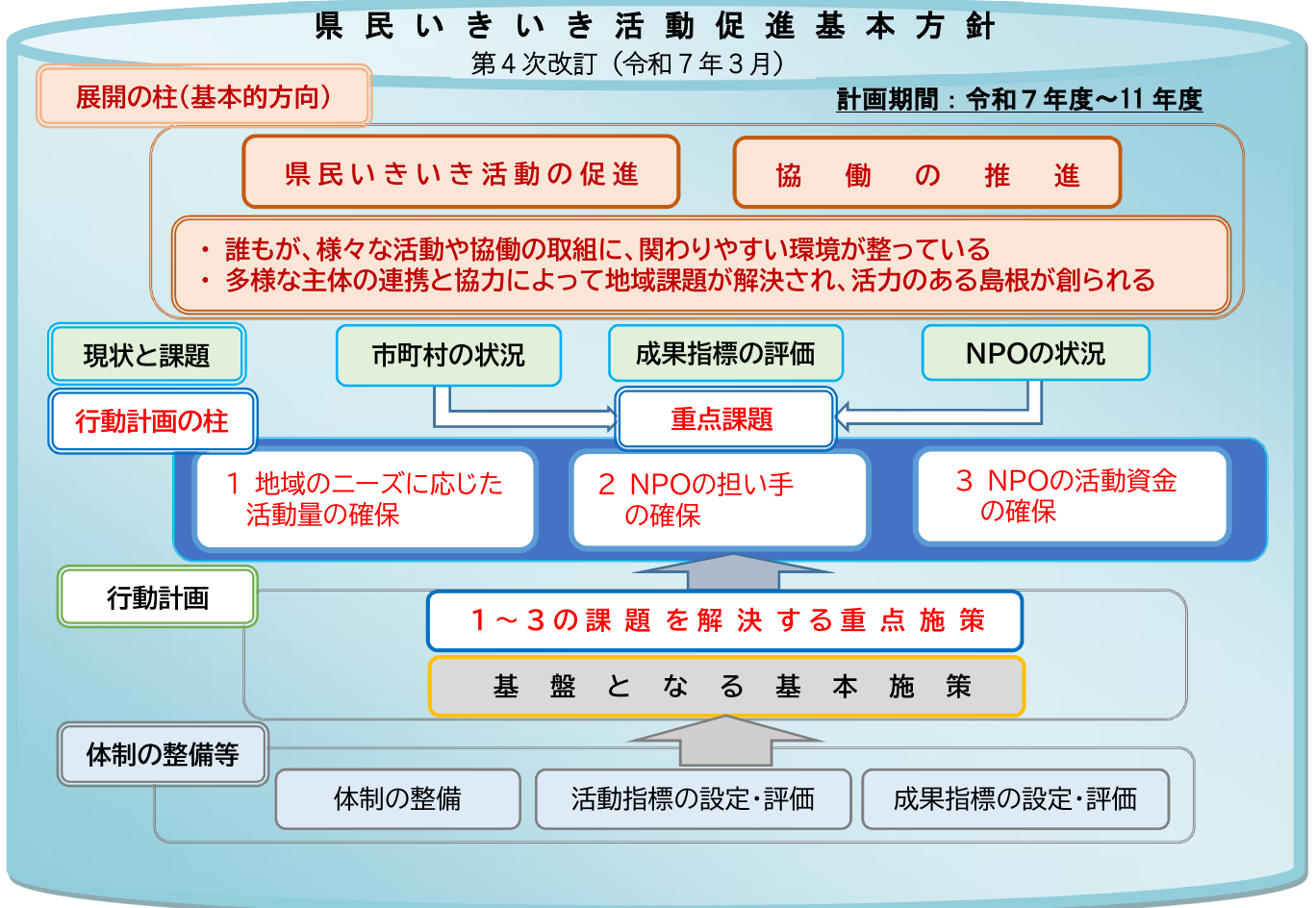
- 島根県では、「島根県県民いきいき活動促進条例」(H17.3施行)を定め、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指している。
- 「島根県県民いきいき活動促進基本方針」は、条例に基づき、知事が県民いきいき活動の促進に関する施策の基本的事項等を定め、促進施策を推進することを目的に策定するもの。
- 現基本方針の計画期間(R2～R6年度)が今年度末で終了することから改訂するもの。
- また、「第2期島根創生計画」の策定(令和7年3月)に併せ、前回改訂以降の県の取組成果と課題等を踏まえて改訂するもの。

### 2 基本方針の期間

- ・令和7年度から令和11年度(5年間)

### 3 基本方針の見直しのポイント

- 条例の目的に示された「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」は、基本方針に定める施策の目指すところであり、「展開の柱(基本的方向)」として整理した。
- 成果指標の評価、市町村とNPOの現状を基に、3つの重点課題を抽出し、「行動計画の柱」と位置付けた。
- 具体的な施策は、3つの重点課題に対応するための重点施策と、その基盤となる基本施策に分けて「行動計画」にまとめた。
- 「行動計画」を着実に推進し、必要な連携や調整を図るため、体制の整備、活動指標の設定と評価、及び成果指標の設定と評価について「体制の整備等」に示した。



## 4 行動計画（重点施策）の内容

○次期方針では、NPO の活動が持続可能となるよう、特に取り組むべき課題について行動計画の柱として3本設定し、取り組むこととした。

### 【行動計画の柱】

#### ①地域のニーズに応じた活動量の確保

深刻な地域課題を抱えつつも、市町村とNPOの職員数や財政規模が比較的小さい地域に特化した施策を充実させることで、当該地域のニーズに応じた活動量の確保を支援する施策

（例）

- ・地域課題解決の好事例の共有・取組拡大
- ・多様な主体の人材を活用できる仕組みづくり
- ・しまね社会貢献基金の効果的な活用

#### ②NPOの担い手の確保

地域を支えるNPOの活動が継続し、発展するように、後継者となる人材の確保・育成を支援する施策

（例）

- ・担い手確保に関する情報交換
- ・現役世代・退職(予定)者の参加促進

#### ③NPOの活動資金の確保

地域を支えるNPOの活動が継続し、発展するように、必要な活動資金の調達・確保を支援する施策

（例）

- ・基金登録団体の登録促進
- ・サポーター企業への登録促進

○方針の策定にあたっては、NPO 法人等及び市町村の状況等を確認し、いきいき活動の促進と協働の推進をしっかりとイメージ、意識をして現場の実態に合わせた内容とした。

○また、促進施策等について広く意見を聴き、施策展開に資する場として設置している「島根県民いきいき活動促進委員会」において方針の内容について説明し、了解を得ている。

## 5 今後のスケジュール

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 令和6年 12月 | 常任委員会(報告事項)     |
| ～1月中旬頃   | パブリックコメント       |
| 令和7年 2月  | 島根県民いきいき活動促進委員会 |
| 3月       | 常任委員会(報告事項)     |
|          | 基本方針(第4次)改訂     |

|        |   |
|--------|---|
| 島根創生計画 | Ⅷ安全安心な暮らしを守る<br>2安全な日常生活の確保<br>(2)安全で安心な消費生活の確保 |
|--------|---|

|   |
|---|
| 令和6年12月12日・13日<br>環境厚生委員会資料<br>環境生活部環境生活総務課 |
|---|

## 第6期島根県消費者基本計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨・目的

「島根県消費生活条例」に基づいて、県の消費者行政を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるもの。

社会情勢の変化等に伴う新たな課題に的確に対応するため、消費者施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

### 2 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

### 3 計画の内容

第6期計画は、第5期計画の構成、基本方針を踏襲した上で、消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等を踏まえ、加筆修正をする形で策定する。

#### (1) 基本理念

消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するとともに、消費生活上、特に配慮を要する消費者の利益を擁護し安全な生活環境を確保する。

#### (2) 施策体系

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 基本方針Ⅰ<br>消費者教育の推進            | 施策① ライフステージに応じた消費者教育の推進<br>施策② 地域における消費者教育の担い手育成・活用<br>施策③ 環境や社会に配慮したエシカル消費の行動促進<br>施策④ 消費生活情報の発信 |
| 基本方針Ⅱ<br>消費生活相談体制の<br>充実・強化  | 施策⑤ 県消費者センターの充実と消費生活相談のデジタル化の推進<br>施策⑥ 市町村相談体制の充実に向けた支援   |
| 基本方針Ⅲ<br>消費者被害の未然防止<br>・拡大防止 | 施策⑦ 地域見守りネットワークの活性化<br>施策⑧ 消費者事故等の未然防止・拡大防止<br>施策⑨ 規格・表示、取引行為の適正化                                 |

#### (3) 全体指標（R11年度目標）

|   |     |
|---|-----|
| 消費生活相談窓口または消費者ホットライン188(いやや)の認知度                  | 90% |
| 表示や説明を十分確認し、その内容を理解したうえで商品やサービスを選択することを心がけている人の割合 | 85% |
| 社会や環境等に配慮した商品・サービスを選択する行動(エシカル消費)をとったことがある人の割合    | 80% |

#### (4) 主な変更点

- ・持続可能な社会の形成に向け、社会や環境に配慮した消費活動に取り組む重要性が高まっていることから、施策にエシカル消費の行動促進を追加
- ・多様化・複雑化する消費者問題に迅速かつ的確に対応するため国において進められている消費生活相談のデジタル化への対応を追加
- ・高齢者や障がい者など消費生活上特に配慮を要する消費者の被害未然防止のため、地域見守りネットワークの体制づくり促進に加え、活動の活性化支援を追加
- ・クーリング・オフ制度が適用されない通信販売での消費者トラブルが増えており、全体指標として「表示や説明を十分に確認し、その内容を理解した上で、商品やサービスを選択することを心がけている人の割合」を設定

#### 4 今後のスケジュール

|         |               |
|---------|---------------|
| 令和6年12月 | 常任委員会         |
|         | パブリック・コメントの実施 |
| 令和7年 2月 | 島根県消費生活審議会    |
| 令和7年 3月 | 常任委員会         |
|         | 計画決定・公表       |

|        |   |
|--------|---|
| 島根創生計画 | VIII安全安心な暮らしを守る<br>2安全な日常生活の確保<br>(4) 治安対策の推進 |
|--------|---|

|   |
|---|
| 令和6年12月12日・13日<br>環境厚生委員会資料<br>環境生活部環境生活総務課 |
|---|

## 第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨・目的

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本的事項を定めるもの。

県民、地域活動団体及び事業者による犯罪防止のための自主的な活動や、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備などにより、県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

### 3 計画の内容

子どもや女性に対する声かけ・つきまとい事案は、依然として多発傾向が続いている。また、架空請求詐欺をはじめとする特殊詐欺のほか、SNS型投資・ロマンス詐欺といった新たな犯罪被害が全国的に急増しており、県民の犯罪被害への不安は依然として払拭できない状況。

こうした犯罪情勢を踏まえ、第6期計画は、第5期計画で掲げていた重点取組を踏襲したうえで加筆修正をする形で策定する。

#### (1) 施策の基本的方向

- 1 県民等による自主的な活動の推進
- 2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保
- 3 道路、住宅等における防犯への配慮
- 4 事業活動における防犯への配慮
- 5 その他の安全安心まちづくりのための取組

#### (2) 重点取組

- 1 特殊詐欺等による被害の防止
- 2 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充
- 3 自主的な防犯環境整備の推進

#### (3) 数値目標

令和11年度末の体感治安（治安を良好と感じる人）の割合 85%

#### (4) 主な変更点

インターネットを悪用したサイバー犯罪が増加していることから、サイバー空間における脅威の実態及びサイバーセキュリティに関する広報啓発活動の取組を追加

### 4 今後のスケジュール

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 令和6年12月 | 常任委員会<br>パブリック・コメントの実施     |
| 令和7年 2月 | 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会 |
| 令和7年 3月 | 常任委員会<br>計画決定・公表           |

## 島根県犯罪被害者等支援計画について

### 1 計画策定の趣旨・目的

「島根県犯罪被害者等支援条例」に基づいて、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的事項を定めるもの。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 計画策定の考え方

令和4年12月の「島根県犯罪被害者等支援条例」制定の際は、既存の「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」の中に「犯罪被害者等支援」に関する内容を盛り込み、「島根県犯罪被害者等支援計画」に位置付けている。

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」が今年度末で終了することから、次期計画を策定するにあたっては、「安全で安心なまちづくり」及び「犯罪被害者等の支援」について各条例で掲げる基本理念や県の責務に基づく取組の内容を明確にし、県民の十分な理解・協力の下で施策を推進するため、それぞれ単独計画として策定する。

### 3 計画の期間

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に位置付けている「島根県犯罪被害者等支援計画」を分離したうえで2年延長し、令和8年度までの計画とする。

第1期：（現在） 令和4年12月～令和6年度  
（延長後） 令和4年12月～令和8年度

※令和8年度に国が犯罪被害者等基本計画（第5次）を策定予定であることから、県の次期計画は国の第5次計画を踏まえて策定することとし、現計画期間を令和8年度まで延長する。

### 4 計画の内容

#### (1) 基本方針

- 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
- 2 個々の事情に応じた適切な支援、二次被害への配慮
- 3 必要な支援を途切れなく提供
- 4 国、県、市町村、民間支援団体等相互の連携・協力

#### (2) 施策の柱

- 1 損害回復・経済的支援等への取組
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 3 刑事手続への関与拡充への取組
- 4 支援等のための体制整備への取組
- 5 県民の理解の増進への取組

#### (3) 数値目標

令和8年度末の島根県犯罪被害者等支援総合窓口の認知度 32.0%

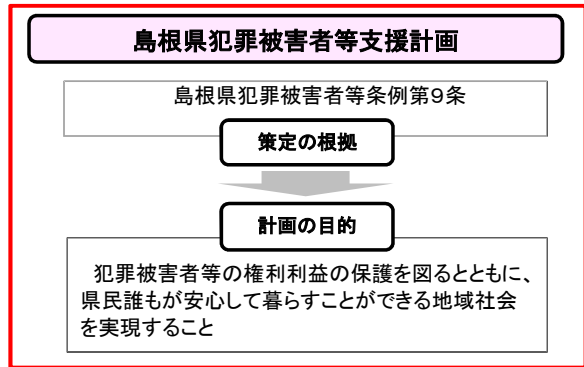
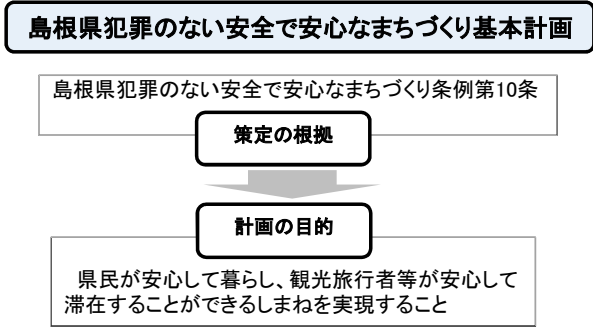
### 4 今後のスケジュール

令和6年12月 常任委員会、パブリック・コメントの実施  
令和7年 2月 島根県被害者支援連絡協議会総会  
令和7年 3月 常任委員会、計画決定・公表

(参考)

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」及び「島根県犯罪被害者等支援計画」体系図

第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画 (R2～R6)



第5期まちづくり基本計画の施策体系

|  |  |   |  |  |   |
|--|--|---|--|--|---|
| ① 県民等による自主的な活動の推進<br>(1) 県民等の防犯意識の高揚<br>(2) 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進<br>(3) 特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成 | ② 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保<br>(1) 子どもの安全確保<br>(2) 女性の安全確保<br>(3) 高齢者、障がい者等の安全確保 | ③ 道路、住宅等における防犯への配慮<br>(1) 道路等における防犯への配慮<br>(2) 住宅における防犯への配慮 | ④ 事業活動における防犯への配慮<br>(1) 店舗等における防犯への配慮<br>(2) 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮 | ⑤ 犯罪被害者等への支援の推進<br>(1) 損害回復・経済的支援等への取組<br>(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組<br>(3) 刑事手続への関与拡充への取組<br>(4) 支援等のための体制整備への取組<br>(5) 県民の理解の増進への取組 | ⑥ その他の安全安心まちづくりのための取組<br>(1) 推進体制の充実・強化 |
|--|--|---|--|--|---|

重点取組

- 1 特殊詐欺被害の防止
- 2 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充
- 3 自主的な防犯環境整備の推進
- 4 **犯罪被害者等支援の充実**

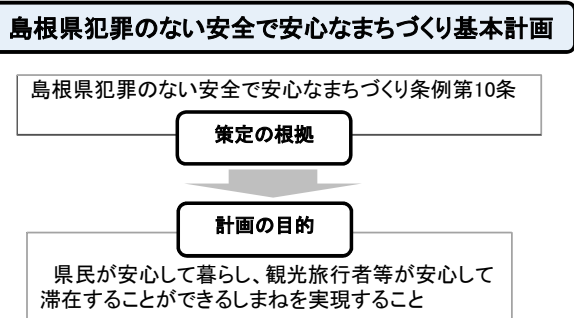
数値目標

令和6年度末の体感治安(治安を良好と感じる人)の割合 85%

★第5期まちづくり計画に位置付けている犯罪被害者等支援計画を分離

★計画期間を2年延長

第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画 (R7～R11)

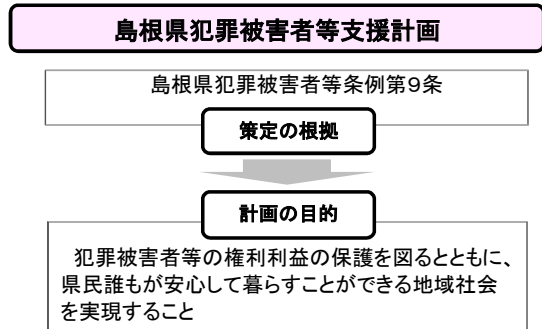


- ・まちづくり基本計画の中に位置付けていた「島根県犯罪被害者等支援計画」を分離。
- ・県内の犯罪情勢を踏まえ、第5期計画で掲げていた重点取組を踏襲しつつ、必要な施策について策定

数値目標

令和11年度末の体感治安(治安を良好と感じる人)の割合 85%

島根県犯罪被害者等支援計画 (R4～R8)



犯罪被害者等支援計画の施策体系

|                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| (1) 損害回復・経済的支援等への取組     | ・経済的負担の軽減<br>・居住の安定 等           |
| (2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | ・保健医療及び福祉サービスの提供<br>・安全の確保 等    |
| (3) 刑事手続への関与拡充への取組      | ・刑事手続き参加のための情報提供等               |
| (4) 支援等のための体制整備への取組     | ・関係機関や団体との連携推進<br>・相談窓口の充実・周知 等 |
| (5) 県民の理解の増進への取組        | ・各種媒体を活用した広報・啓発<br>・講演会等の開催 等   |

数値目標

令和8年度末の島根県犯罪被害者等支援総合窓口の認知度 32.0%

## 第3期島根県スポーツ推進計画の策定について

### 1. 改訂の趣旨・目的

国のスポーツ基本法第10条に基づき策定する本県のスポーツ推進計画で、「島根創生計画」のスポーツに関する部門計画としての位置づけにあり、本県における今後のスポーツ施策の方向性を示すもの

### 2. 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間） ※第2期島根創生計画と同期間

### 3. 計画の内容

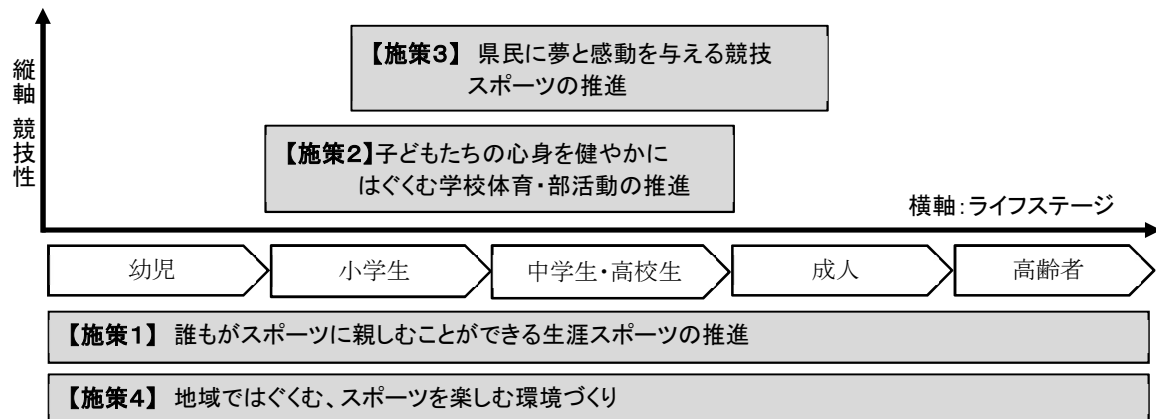
第2期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う制限等により、スポーツに関わる機会そのものが減少した。

このことから、第3期計画においては、第2期計画における構成、施策の柱を踏襲した上で、第2期計画期間中における社会情勢の変化等を踏まえ、加筆修正をする形で改訂する。

#### (1) 計画の目標

すべての県民がスポーツに関わり、スポーツの力で楽しく健康でいきいきと暮らせる島根

#### (2) 計画の構成



#### (3) 改訂のポイント

##### 【施策1】誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進

「障がいのある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり」を施策4から施策1に移行、「世代を超えたスポーツ活動の推進と共生社会の実現」を項目に追加

スポーツ活動を通じた子どもから高齢者世代、障がいの有無や、性別、国籍を超えた交流の推進について記載

- (1) 幼児期に体を動かす楽しさが実感できる環境づくり
- (2) 健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進
- (3) 積極的にスポーツに関わるための青年後期のスポーツ推進
- (4) 地域スポーツ活動の中心を担う壮年期のスポーツ推進
- (5) 健康で心豊かな生活に寄与する高齢期のスポーツ推進
- (6) 障がいのある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり【施策4より移行】
- (7) 世代を超えたスポーツ活動の推進と共生社会の実現【追加】



## 【施策2】子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育・部活動の推進

「運動部活動の活性化」の項目を「運動部活動の地域連携・地域移行の取組」に変更し、別途策定する部活動の地域連携・地域移行に係る県方針の内容を記載

- (1) 生きる力の基盤となる体力や運動能力の向上
- (2) 豊かなスポーツライフの実現に向けた学校体育の充実
- (3) 運動部活動の地域連携・地域移行の取組【変更】

## 【施策3】県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

「島根かみあり国スポ・全スポに向けた選手の育成・強化」を項目に追加し、国スポ・全スポに向けた取組について記載

- (1) 全国大会(国民スポーツ大会を除く)で活躍する選手の育成・強化
- (2) 島根かみあり国スポ・全スポに向けた選手の育成・強化【追加】
- (3) 競技力を全国レベルに高める指導者の確保と育成
- (4) 競技スポーツの推進に向けた組織・体制づくり

## 【施策4】地域ではぐくむ、スポーツを楽しむ環境づくり

「地域の特性を生かしたスポーツ推進」の項目に、地域に密着したスポーツチーム等との連携、地域をあげたスポーツを軸とする地域活性化の取組を記載

「島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくり」を項目に追加し、大会を契機とした、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人づくり、スポーツを楽しむ環境づくりについて記載

- (1) 関係団体との連携・協力とスポーツ指導者の養成・資質向上
- (2) 学校体育施設の開放と社会体育施設の適正管理
- (3) 地域の特性を生かしたスポーツ推進【拡充】
- (4) 島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくり【追加】

## 4. これまでの経過と今後のスケジュール

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 令和6年7,9,11月 | 島根県スポーツ推進審議会       |
| 令和6年12月     | 常任委員会              |
|             | パブリックコメント(～令和7年1月) |
| 令和7年2月      | 島根県スポーツ推進審議会       |
| 令和7年3月      | 常任委員会、決定・公表        |

## 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針 (素案) について

### 1 策定の趣旨・目的

- ・ 部活動を取り巻く環境は、生徒数の減少、子どもたちの多様なニーズへの対応、教員の負担の軽減など様々な課題が顕在化しており、学校だけでは抱えきれなくなっている。
- ・ 少子化、過疎化が進む本県では、受け皿となる団体、人材などリソースに限りがある。
- ・ 地域の実情に合ったやり方を地域の関係者が知恵を出し合い一緒になって考え、地域の中で子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていくことを目的に、県の方針を策定する。

### 2 方針の概要

#### (1) 対象範囲

公立中学校における運動・文化芸術活動（部活動）

#### (2) 検討の内容

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を地域において継続して親しむことができる持続可能な環境の構築（部活動の在り方）

#### (3) 検討の対象期間

「島根かみあり国スポ・全スポ」の開催年度（R12 予定）末までの期間を目安とする。

#### (4) 検討の方法

- ・ 学校設置者である市町村が主体となり、令和7年度末までに関係者による協議会等を必要に応じて設置し、市町村における方針の策定に努める。
- ・ まずは、休日における全ての部活動を対象に、地域のスポーツ団体等による活動（地域クラブ活動）への移行を検討する。
- ・ その上で、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった課題の解決が難しい場合は、部活動への地域の指導者の配置や複数校による合同部活動などにより、地域と連携して部活動を継続する。

#### (5) 県の役割

- ・ 必要に応じて市町村等が設置する協議会等へ参加し、説明・助言
- ・ 市町村が情報共有できる機会の確保、他地域での取組事例等の情報提供
- ・ 部活動への部活動指導員や地域連携指導員の配置など、地域人材の育成・活用に係る支援

### 3 これまでの経過と今後の予定

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 令和6年 7月      | 部活動地域移行検討委員会発足・第1回検討委員会 |
| 令和6年 9・10月   | 第2・3回検討委員会              |
| 令和6年11月議会    | 常任委員会（素案）               |
| 令和6年12月～7年1月 | パブリックコメント募集・第4回検討委員会    |
| 令和7年 2月議会    | 常任委員会（案）                |
| 令和7年 3月      | 決定・公表                   |
| 令和7年度～       | 具体的な取組方策（パターン・モデル等）の提示  |

## 第78回国民スポーツ大会（SAGA2024 国スポ）の 成果・課題・令和7年度の重点的取組について

### 1 佐賀国スポの成果・課題

#### (1) 成果

- ・入賞種目が増加（27種目 ⇒ 36種目）
- ・入賞まであと一步の競技が増加（7競技 ⇒ 13競技）
- ・女性選手の入賞が増加（入賞種目：8種目 ⇒ 18種目、競技得点：47.5点 ⇒ 130点）

※詳細は「第78回国民スポーツ大会（SAGA2024 国スポ）結果・課題・対応方針」のとおり

#### (2) 課題

- ① 入賞競技・種目の上積み
- ② 成年種別の競技力の向上
- ③ 優勝を狙える競技・種目の育成
- ④ 少年種別の一層の強化
- ⑤ 団体競技の入賞数の増加（特に成年）

### 3 令和7年度の重点的取組

#### (1) 既に取り組を進めているもので重点的に取り組むもの（上記①②③④）

- ・ 国スポ強化指定校や競技団体による県外遠征等の強化活動の実施
- ・ 高校生の競技活動支援による有望中学生の県外流出防止、有望な選手が不足する競技では県外からの有望中学生の入学促進
- ・ 大学生や社会人選手のふるさと選手の働き掛け強化、所属先への要請
- ・ アスリートの競技活動（練習時間、大会参加等）に対応できる企業への就職支援

#### (2) 取組が進んでいないもので重点的に取り組むもの（上記⑤）

- ・ 社会人クラブチーム等の有望成年選手の活動の場確保（競技団体、企業、市町村等と連携）

【課題】 受皿となる企業、住居、スポンサーの確保等

## 宍道湖及び中海に係る第8期の湖沼水質保全計画（素案） に対するパブリックコメントの状況について

### 1. 概要、経過

宍道湖及び中海は、昭和63年度に湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。）第3条に基づき、特に水質の保全に関する施策を講ずる必要がある湖沼として指定され、以降7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきた。第8期の湖沼水質保全計画の策定作業の状況を報告する。

### 2. パブリックコメントの概要

(1)募集期間及び意見の件数 令和6年10月1日～31日 19件

#### (2)意見の概要

| 意見  | 対応  |
|---|---|
| <p>ア 環境基準・水質に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>底層溶存酸素量及び沿岸透明度を目標値として設定すべき。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第9期以降の指標の設定に向け検討するため、モニタリングを実施することを（素案）に記載済。</li> </ul>  |
| <p>イ 水質保全対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宍道湖及び中海の水質がよくなったという実感がわからない。わかりやすく発信することが必要。</li> <li>水質目標の達成だけでなく、地域資源としていかに活用するかという点に注力する必要がある。</li> <li>長期ビジョンに示す「豊かできれいな」は両立できない、実現できない目標だ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼の現状について、パンフレットなどによりわかりやすく発信する。</li> <li>ラムサール条約登録20周年を契機に、これまで以上に情報発信に努めるなど、地域住民の関心が高まるよう取り組む。</li> <li>多様な生物をはぐくむ豊かさと、良好な水環境の実現を目指していることを（素案）に記載済。</li> </ul> |

#### (3)計画（案）への反映

- ①鳥根県が実施するパブリックコメントに寄せられた意見については、計画（素案）の修正が必要な事項はなかったが、今後の取組の参考にする。
- ②鳥取県が実施する中海に係るパブリックコメントに寄せられた一部の意見等について計画（素案）の文章を修正し、計画（案）を作成する。これにより、宍道湖に係る計画（素案）についても同様とする。
  - ・年号表記は和暦と西暦を併用
  - ・新たに計画に盛り込んだ項目について、その背景などを追記
- ③11月27日に開催した環境審議会湖沼水質保全計画検討部会に諮り、パブリックコメントの意見とそれに対する県の考え方を報告の上、計画（案）を審議いただいた。

### 3. 今後の予定

- ・令和6年12月20日 環境審議会において答申とりまとめ
- ・ 〃 12月 法定協議  
(関係市町の長の意見聴取、河川管理者・鳥取県（中海）協議)
- ・令和7年 1月 環境大臣協議
- ・ 〃 3月 湖沼水質保全計画策定、公表